

保 発 0506 第 4 号  
令 和 3 年 5 月 6 日

都道府県知事  
都道府県後期高齢者医療広域連合長 } 殿

厚生労働省保険局長  
(公 印 省 略)

令和3年度後期高齢者医療財政調整交付金の交付（当初交付分）申請について  
（特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲ）

令和3年度における高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第95条の規定に基づく後期高齢者医療財政調整交付金の特別調整交付金交付基準 事業区分Ⅰから事業区分Ⅲに係る交付（当初交付）申請については、下記により行うこととしたので、その申請手続等に遺漏のないよう取り計らわれたい。

#### 記

1. 後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、別添の交付申請書等を作成し、所用の添付書類を添えて都道府県知事に提出すること。
2. 都道府県知事は、広域連合から提出された交付申請書の内容について十分な審査を行い、進達書を添えて、令和3年5月24日（月）までに厚生労働大臣に提出すること。